

◎新潟県告示第880号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市深沢字南川端1の2、2の3、2の5、字南山岸30の1、30の4、32の1、32の3、32の4、33の2、33の3、34の1、35から40まで、40の1、41の1、42、42の1、42の2、43から46まで、47の1、48の1、49、50の1、51、52、52の子、53、54の1、55の1、55の2、56の1、56の2、57の1、59、61、62、63の1、63の2、64、64の1、64の3、64の子、64の寅、65、65の1、67の3、68の3、70の1、71、71の1、72の1、78の1、字堂ノ浦1022、1022の子から1022の辰まで、1023、1025、1026、1026の丑、1027、1028、字イゴ沢1030の甲、1030の甲子、1030の乙、1031から1033まで、1033の子、1034、1035、1035の2、1035の子から1035の卯まで、1036、1036の子、1036の丑、字風平1037、1038、1038の子、1039、1040の1、1040の子から1040の辰まで、1041

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南川端1の2、2の3、2の5、字南山岸30の1、30の4、32の1、32の3、32の4、33の2、33の3、34の1、35から40まで、40の1、41の1、42、42の1、42の2、43から46まで、47の1、48の1、49、50の1、51、52、52の子、53、54の1、55の1、55の2、56の1、56の2、57の1、59、61、62、63の1、63の2、64、64の1、64の3、64の子、64の寅、65、65の1、67の3、68の3、70の1、71、71の1、72の1、78の1、字堂ノ浦1022、1022の子、1022の寅から1022の辰まで、1023、1025、1026、1026の丑、1027、1028、字イゴ沢1030の甲、1030の甲子、1030の乙、1031、1033、1033の子、1034、1035、1035の2、1035の子から1035の卯まで、1036、1036の子、1036の丑、字風平1037、1038、1038の子、1039、1040の1、1040の子から1040の辰まで、1041

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市に備え置いて縦覧に供する。）